

「安全センターの最近の取り組み」

- I. 「消防交流広場」の無料化・リニューアルについて
- II. 消防用設備等 経年劣化等に対応した点検方法等の検討
- II-II. 消防庁の競争的研究資金を活用した研究開発
- III. 認定・性能評定・防火水槽・評価等の認証業務
- IV. 各種講習業務
- V. 消防防災研究助成金交付事業

一般財団法人 日本消防設備安全センター
専務理事 木原 正則

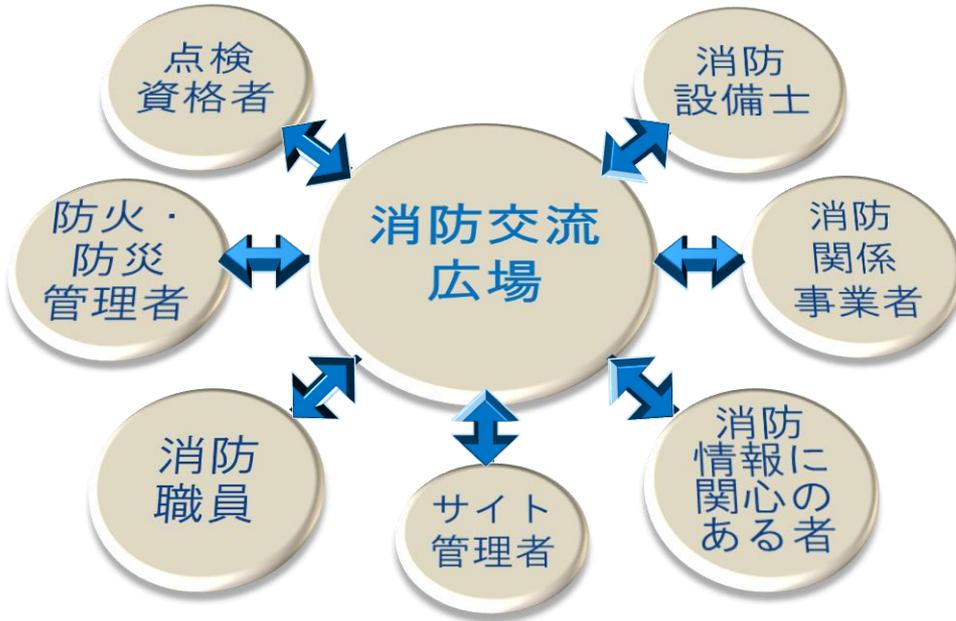
Webサイト

消防交流広場とは？



www.fesc119.net

消防関係の業務に携わる方々に対し、安全センターから有益な情報を提供するとともに、消防に係る情報の共有や意見交換が行われることを目的とした会員制Webサイトです。



官と民を繋ぐ架け橋



消防交流広場のイメージは？

トップページでは、各コンテンツをアイコンで表示し、最新のスレッドやニュース等を掲示しています。

トップページ (パソコンの画面)

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	回答数
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:58:31	0
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:57:54	0
教えて	火災通報装置について	2020/05/20 21:31:57	3
教えて	火災通報装置の免除について	2020/05/20 21:30:48	0
教えて	集熱板について	2020/05/02 05:05:58	2
教えて	火災通報装置の電話回線変更について	2020/04/17 20:32:25	0
情報提供	「月刊フェスク」が電子版になります	2020/04/06 11:38:01	0
教えて	非常電源の自家発電設備が受変電設備を経由する場合について	2020/01/07 19:23:44	1
教えて	冷凍倉庫における屋内消火栓の設置方法について	2019/10/19 16:14:46	1
教えて	立体駐車場の「ガス系消火設備」維持管理について	2019/06/19 07:54:45	1
教えて	消火器の設置について	2019/06/12 18:09:11	1

トップページ (スマートフォンの画面)

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	回答数
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/08/11 08:27:20	0
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/08/06 16:52:28	0
教えて	平成26年消防令第412号の解釈について	2020/06/26 16:59:33	0
教えて	用語解説について	2020/06/22 21:26:11	3
教えて	屋内消火栓設備の2階階みの疑問について	2020/06/19 12:29:05	4
教えて	館内館が義務でない建物に対する補助給水栓の必要性の有無について	2020/06/06 07:40:00	3
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:58:31	1
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:57:54	0
教えて	火災通報装置について	2020/05/20 21:31:57	3
教えて	火災通報装置の免除について	2020/05/20 21:30:48	0
教えて	集熱板について	2020/05/02 05:05:58	3
教えて	火災通報装置の電話回線変更について	2020/04/17 20:32:25	0
情報提供	「月刊フェスク」が電子版になります	2020/04/06 11:38:01	0
教えて	非常電源の自家発電設備が受変電設備を経由する場合について	2020/01/07 19:23:44	1
教えて	冷凍倉庫における屋内消火栓の設置方法について	2019/10/19 16:14:46	1

利用端末により画面表示を調整

「交流掲示板」

ハンドルネームで、消防に関する意見や情報を投稿し交流するもの



消防に関する様々な情報を交換するためのツールとして利用できます。

? 交流掲示板

メッセージ・意見を投稿する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリー一覧

T

最新投稿
 タイトル: 屋内消火栓設備の2倍読みの疑問について
 投稿日: 2020/06/19

? 交流掲示板

メッセージ・意見を投稿する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリー一覧

yobo

最新投稿
 タイトル: P F O S 放出時の対応について
 投稿日: 2020/08/11

火災通報装置について
 投稿者: yobo | 投稿日時: 2020/05/20 21:31:57

0票 3件

いいね
コメントする

火災通報装置について、固定電話を設置せずに免除させているケースってありますか？

たとえば、大きな敷地内にある、複数の倉庫棟があって、どれも火災通報装置が義務なのですが、どれも無人なので、メインの事務所棟に受信機を置いて移報をとり監視する体制を確保し（もちろん事務所棟には固定電話は置いています）倉庫棟にあっては、固定電話は免除にならないでしょうか？

コメントする | 引用してコメントする | 不適切な発言として報告

すべての返信

返信者: ないと | 返信日時: 2020/05/26 15:50:25

0票

いいね

移報については特例申請書の提出までは求めていません。本来は提出させるべきなのですが、、、

引用してコメントする | 不適切な発言として報告

返信者: yobo | 返信日時: 2020/05/24 18:33:44

0票

いいね

ないと様
ありがとうございます。

> 私のところでは受信機に移報をとって免除しているところもあります。
 > 厳密にいうと移報で免除して良いという通知等が見つからないので特例扱いになってしまうかもしれませんね。

「消防関連Q&A」

投稿例

消防用設備等に関する疑問を解決するツールとして利用します。

⇒用途変更の特例に関する質問が「yobo」さんから投稿されました。



用途判定について
質問者：yobo | 質問日時：2020/06/22 21:26:11

5票
3件
なし
いいね
回答する
回答期限

建築屋さんの、倉庫付き事務所があります。

1階は倉庫で100㎡、2階は事務所で同じく100㎡。
倉庫には、建築資材が置いてあり、事務所で仕事を請け負い、職人が1階の事務所から資材を持ち出し、工事に向かう感じが。。

こういった場合、全体14項なのか、15項なのか、はたまた16項口なのか、悩んでおります。

どなたかご教授ください。

[不適切な発言として報告](#)

この質問に対して・・・!?

「消防関連Q&A」

投稿例



会員の皆さんの回答は...!?

回答一覧

回答者: はまたろう | 回答日時: 2020-07-01 16:...

ご質問からすると、建物規模からして、消防
するかという問題だと受け止めます。

同じ建築屋さんなので、利用者も利用時間も
用途と従属用途の関係の判断となり、いわゆ

では、どちらを主たる用途と見るかが悩みど
考慮すべき点は大きく分けて3つ、

- ①外階段など、1階と2階は別々のアクセ
- ②資材を持って現場に行く仕事が主体で事
- ③あくまで設計や図面作成、部材発注など

などによって判断すべきではないでしょうか

回答者: alan | 回答日時: 2020-06-30 23:35:51

1票

いいね

消防法施行例解説の内容から16口は考えにくいかと思います。
また、消防予41号を参照すると事務所を倉庫の従属と見られますが、消防実務質疑応答集では、消防予41号の例ばかりではない
との記載もあります。
また、審査基準を制定している消防さんの内容を見ると、原則面積の大きい方も書いてありますが、今回は同じ面積とのこと
なので、主たる用途をどちらとするか、それを判断して消防組織として統一を図られるのが良いかと思います。
ぜひこの事案の回答お待ちしております。

不適切な発言として報告

察するに、小さな工
ではないでしょうか
の場合は、16項とし
また、防火地域や建

不適切な発言として

回答者: ないと | 回答日時: 2020-06-25 14:11:58

1票

いいね

倉庫、事務所どちらでとるにしろ従属的な扱いになると思うので、16-口とは考えにくいのではないのでしょうか。

個人的な見解では14項で指導すると思います。

不適切な発言として報告

「通知・報告書等の閲覧」

通知(昭和38年～平成13年)を閲覧できます。

消防庁予防課が発出した古い通知を検索し、閲覧できます。

Q&Aで紹介された昭和52年7月14日 消防予第12号通知を探してみると...!!

「昭和52年1月27日
スプリンクラー」で検索

法令・通知
報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

消防庁報告書

その他

並べ替え 日付(新着順)

昭和52年1月27日 スプリンクラー 検索

◆ 双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別棟... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部部長 殿 予防救急課長 双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別棟としての取り扱いについて 問...

◆ 地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部部長 殿 予防救急課長 地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別棟としての取り扱いについて 問 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付、消防安第26号)(以下「設置単位通達」という。)の運用について、地下駅舎と建築物等が地下連絡路(コンコースを含む。)を介して接続されている場合で、次の(1)又は(2)に適合するものについては別棟として取り扱ってよいか。(1)...

◆ 百貨店の衣料品売場は易燃性可燃物を収納する部分に該当するか 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部部長 殿 消防庁予防救急課長 百貨店の衣料品売場は易燃性可燃物を収納する部分に該当するか 問 百貨店における衣料品売場で、化粧の衣類をハンガー等に吊り下げ展示している場合、又、寝具売場にウレタンフォームのマットレス等が展示されている場合、易燃性可燃物を収納する部分に該当するか、答 昭和50年6月16日付消防安第65号「消防法の一部を改正する法律等に関する疑義応答について」(消防庁安全救急課長通達)中、4、スプリンクラー設備関係問1の回答を参照されたい。

◆ スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基準について 問 規則第13条第2項第1号で、避難階段部分ではヘッドの設置が免除されているが、いつの時点の基準法に適合していればよいか、従前の基準法に適合しておればよいか。答...

通知

通知が見つかりました。

◆ スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓設備の設置の可否について 問...

「各種様式・リーフレットのダウンロード」

- 点検結果報告書、点検票等の法令様式がダウンロードできます。
- 消防法の普及啓発に用いるリーフレット等がダウンロードできます。

月刊フェスク 様式ダウンロード

ご利用にあたってのよくある質問
ご利用ガイド

月刊フェスク 様式ダウンロード

ご利用にあたってのよくある質問
ご利用ガイド

月刊フェスク
様式ダウンロード
リーフレット等のDL

着工・設置・概要表

1. 着工・設置・概要表

区分	様式	ファイル名	Word	PDF
設置届	様式1の2の3	設置届出書	Word	PDF
着工届	様式1の7	着工届出書	Word	PDF
概要表	様式1	防火対象物・製造所等	Word	PDF
概要表	様式2	屋内・屋外・水噴霧・泡消火設備	Word	PDF
概要表	様式3	スプリンクラー設備	Word	PDF
概要表	様式4	不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備	Word	PDF
概要表	様式5	自動火災報知設備	Word	PDF
概要表	様式6	消防機関へ通報する火災報知設備	Word	PDF
概要表	様式7	ガス漏れ火災警報設備	Word	PDF
概要表	様式8	避難器具	Word	PDF
概要表	様式9	総合操作盤	Word	PDF
概要表	様式10	パッケージ型消火設備	Word	PDF
概要表	様式11	パッケージ型自動消火設備	Word	PDF

消防法に関する普及啓発に用いるリーフレット等

	パッケージ型自動消火設備 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件	ダウンロード
	加圧用ガス容器 容器弁の開放点検 移動式粉末消火設備等について、平成28年6月1日より、加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検実施が新たに必要となりました。	ダウンロード
	消防設備等の点検・報告はあなたの義務です。 防火対象物の関係者へ消防設備等の点検報告の実施を促す周知用リーフレット（ビル関係者対象）	ダウンロード
	消防法が強化されました 罰金最高1億円 小規模雑居ビルの防火安全に係わる啓発リーフレット（ビル関係者対象）	ダウンロード
	防火対象物定期点検報告 防火対象物定期点検報告の実施を関係者に促す周知用パンフレット（ビル関係者対象）	ダウンロード
	小規模な社会福祉施設における防火安全対策 小規模な社会福祉施設における防火安全対策（消防庁）	ダウンロード
	防火優良認定証のデザイン変更 防火対象物定期点検報告制度に基づく防火優良認定証のデザイン変更の周知用リーフレット	ダウンロード
	業務用厨房でガス機器をお使いの皆さまへ レンジフード・換気扇や排気ダクトに関する、日頃のお手入れや定期的なメン	ダウンロード

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。



最新情報の発信（消防のうごき・消防用設備のうごき）
消防庁が主催する検討会・WG等の情報を発信するもの

第10回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討 事務局

- 1 日時
令和2年2月19日（水） 10時00分～12時00分
- 2 場所
日本消防設備安全センター第1会議室（虎ノ門2丁目タワー10階）
- 3 配付資料

令和2年度 予防行政のあり方に関する検討会（第1回） 概要

事務局：消防庁予防課

- 1 日時
令和2年7月3日（金） 10時00分～12時00分
- 2 場所

開催

平化について
物に対する環境規制について

なされた。

対象物における防火管理

各で送られるというところで承された。

事務局より、資料1及び資料2の説明がなされ、以下の質疑が行われた。

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報を掲載

その他

講演会やセミナーなどに使用した配布資料を掲載

配布資料

点検報告の有資格者により点検を行う範囲について

点検有資格者でなくても点検可能と思料される消防用設備等について
(特定小規模施設用自動火災報知設備(無線方式))

(設置基準)
特定小規模施設(2項二、5項イ等の用途が存する防火対象物で延べ面積300㎡未満のもの等)のうち、以下の部分に設置する。
・建築基準法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2

感知器
全感知器が

IP電話回線に対応した火災通報装置製品について

IP電話回線に対応可能な火災通報装置のうち、登録認定機関による認定従来の認定マークのほか、下記のように改正生に適合している製品が

最近の消防行政の動向について

平成 29 年 11 月

総務省消防庁 予防課 設備専門官 塩谷 壮史

民泊サービスにおける規制改革の概要(規制改革実施計画 H28.6.2閣議決定)

民泊施設管理者	仲介事業者
<p>《枠組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録制とし、一定の事項を義務化 法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。 	<p>《枠組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録制とし、一定の事項を義務化 届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。 法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。

最近の予防行政の動向 (消防用設備等に係る技術基準について)

総務省消防庁 予防課 設備係

パッケージ型自動消火設備

【現状】
II型は防備面積13㎡を16㎡以上の場合はよい。

【課題】
居室に小規模な収納設備が設置され、一の同時放射区域が13㎡を超える場合など、II型

【対応策】
居室部分が13㎡以下で、下記条件を満たす場合は、収納設備にII型ではなく住宅用下方

居室 12.5㎡

収納設備 2.5㎡

居室の例

収納設備の例

民泊サービスのイメージ図

仲介事業者
行政庁
利用客
住宅設備
インターネットを通じて民泊予約の取扱い
住宅設備提供による届出(法、法その他)
管理費の徴収
インターネットを通じて届出の申請を届出
1. 業法関係(民泊法関係)の取扱い
2. 業法関係(民泊法関係)の取扱い

お問い合わせ窓口
一般財団法人日本消防設備安全センター
企画研究部 Mail: kikaku119@fesc.or.jp

消防交流広場の無料化&リニューアル

年会費

有料会員 年会費：3,000円(税別)

団体会員

ご入会人数	年会費(税別)
1～9人の場合	3,000円×人数
10～19人の場合	2,900円×人数
20～29人の場合	2,800円×人数
30人を超える場合	2,700円×人数

※ 入会または更新時における1回の申込時の人数に応じ料金を設定

年会費無料

無料会員



コンテンツの
一部を利用可能

→無料会員の閲覧エリア

利用可能なコンテンツ

- ◇ 様式・リーフレットDL
- ◇ 検討会報告書
- ◇ 事例研究・アンケート

一覧のみ閲覧可能なコンテンツ

- ◆ 交流掲示板・Q&A
- ◆ 月刊フェスク etc.

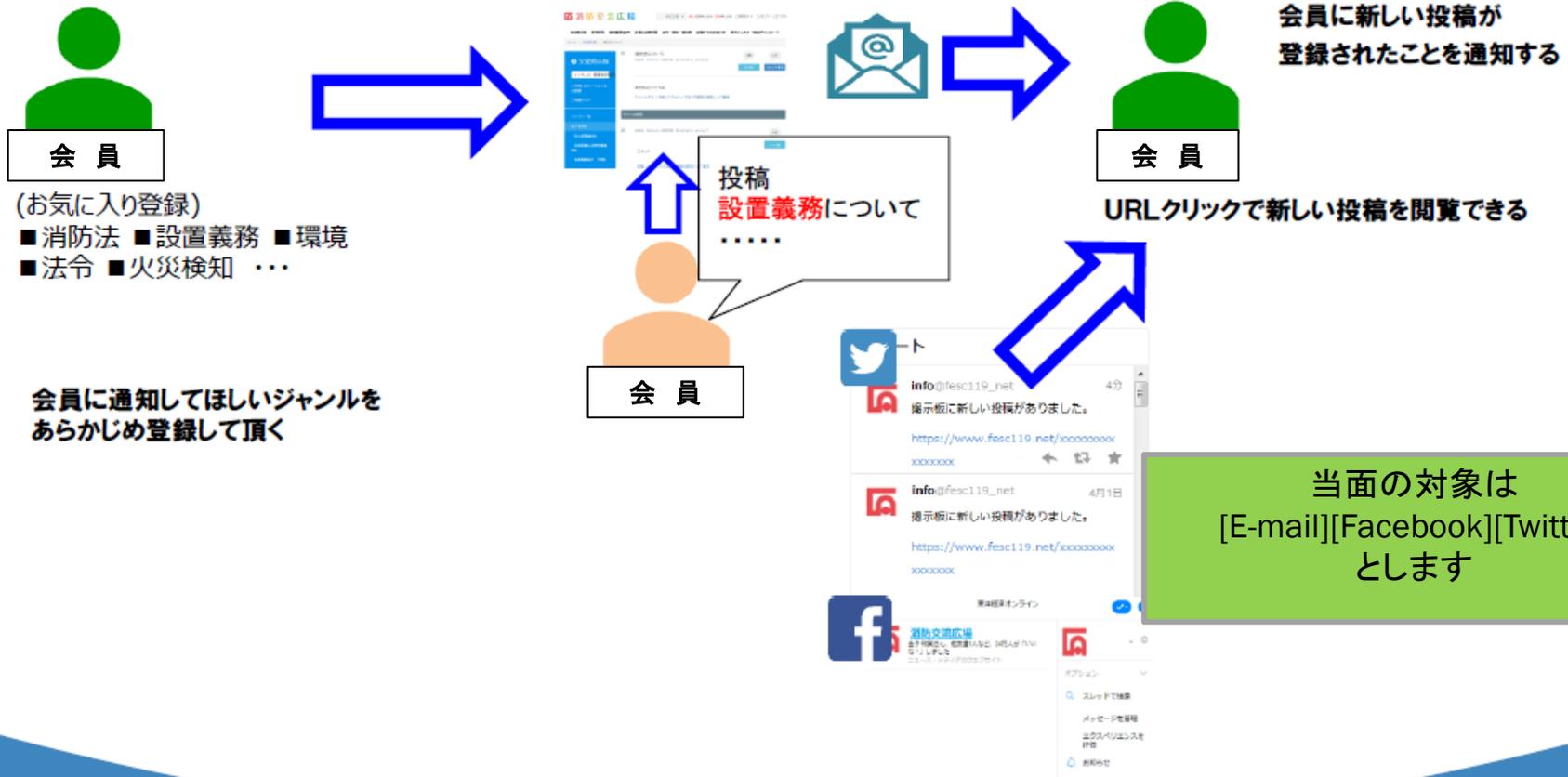
2020年4月より完全無料化

会員登録のみですべてのコンテンツが利用できるようになりました！

※既に消防交流広場に会員登録をされている方は、再登録等不要で引き続きそのまま会員としてサイトをご利用いただけます。

消防交流広場の無料化&リニューアル

リニューアルポイント①: SNSとの連携強化



※2020年8月よりTwitterとの連携を開始しました！

消防交流広場の無料化&リニューアル

リニューアルポイント②: 閲覧・検索機能の強化

The screenshot shows the Fire Exchange website interface. At the top, there's a navigation bar with the site name and various menu items. Below that, a sidebar on the left contains category buttons. The main content area features a search bar and a grid of category filters. A 'Category List' table is visible at the bottom, showing recent posts with their categories, titles, and dates.

検索機能: キーワード検索

自分のお気に入りジャンルのみ表示

ジャンル一覧:

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	
教えて	P F O S 放出時の対応について	2020/08/11 08:27:20	
情報提供	消防交流広場とTwitterの連携が始まりました！！	2020/08/06 16:52:28	
教えて	平成26年消防予第412号の解釈について	2020/06/26 16:59:33	0
教えて	用途判定について	2020/06/22 21:26:11	3
教えて	屋内消火栓設備の2倍読みの疑問について	2020/06/19 12:29:05	4
教えて	屋内栓が義務でない建物に対する補助散水栓の必要の有無について	2020/06/06 07:40:00	3
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:58:31	1
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:57:54	0

自分の興味のあるジャンル・業務に関連した項目を登録できます

投稿・記事などがキーワード検索できます

登録したジャンルの最新情報が一括表示されます

消防交流広場の無料化&リニューアル

リニューアルポイント③: 法令データベースの検索性の向上

**法令・通知
報告書**

ご利用にあたってよくある質問
ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

報告書

通知

通達

事務連絡

質疑応答

その他

自分のお気に入りジャンルのみ表示

消火設備

警報設備

避難設備

消火活動上必要な施設

水系消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

泡消火設備

自動火災報知設備

消防設備点検

消防設備士

消防設備点検資格者

消防法施行令

消防法施行規則

火災予防条例

設置・維持管理基準

防火対象物

非特定用途

特定用途

特例基準

建築基準法

高層建築物

大規模防火対象物

地下

増改築

命令等

特殊消防用設備

検定・認定・その他認証

違反是正

行政指導

並び替え 日付(新着順) 検索キーワード 検索

第36条第1項において準用する消防法第8条の2の... 2012-01-27

消防... 年1月27日 各都道府県消防防災主管部長 殿東京消防庁・指定都市消防長 殿 消防... 消防法第36条第... 定に係る運用について...

の取扱いについて 2010-03-31

消防庁第158号平成22年3月31日 各都道府県消防防災主管部長 殿東京消防庁・政令指定都市消防長 殿 消防庁予備隊長 在居利用型の児童福祉事業に係る消防法令上の取扱いについて 児童福祉法の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により新たに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に小規模住居型児童養育事業、同条第9項に家庭的保育事業がそれぞれ規定されたことを踏まえ、消防庁では、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」(座長:室崎益輝...

消防用設備等に係る執務資料の送付について【抄】 2010-03-31

事務連絡平成22年3月31日 各都道府県消防防災主管課 殿東京消防庁・各指定都市消防本部 殿 予防課 消防用設備等に係る執務資料の送付について【抄】 標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考としてください。なお、貴都道府県内の未実施に対して、その旨周知されるようお願いいたします。別添開...

より細かく分類することで
検索性を向上

ジャンル選択することで
必要な情報への到達が
より早くなります

「会員登録の方法」

②プロフィールを入力し、
確認ボタンをクリックします。



①利用規約の確認です。



以上で仮登録が終了です。
登録メールアドレスに確認メールが配信され、記載されたURLからアクセスすることで、
本登録が完了します。

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター
企画研究部 Mail : kikaku119@fesc.or.jp

消防用設備等

Ⅱ 経年劣化等に対応した点検方法等の検討

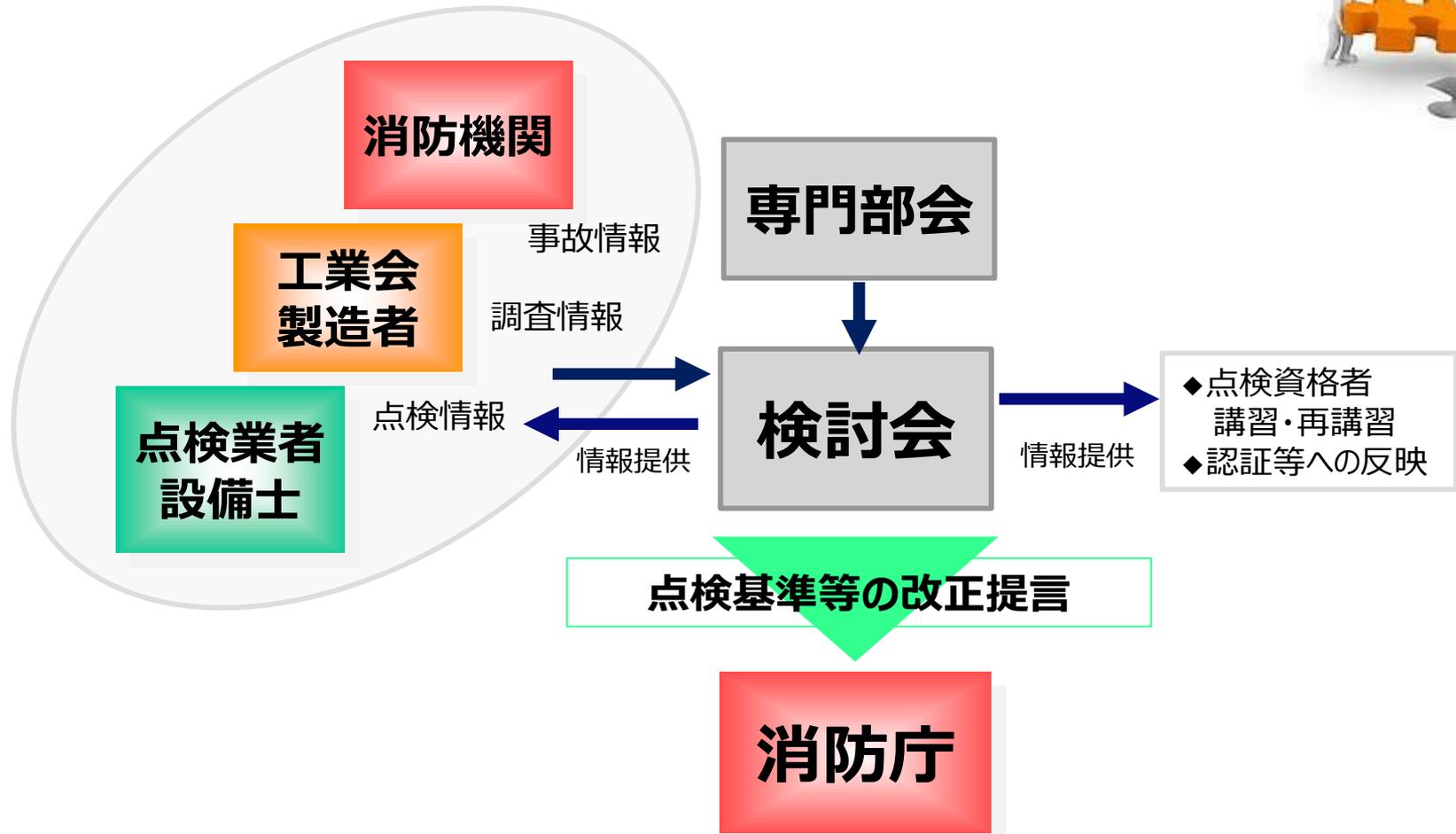




消防用設備等

経年劣化等に対応した点検方法等検討会の概要

検討会のイメージ図は





【事例1】

事故発生日：平成22年9月

製品名等：移動式粉末消火設備の**容器弁の不具合**

事故発生都道府県：新潟県

検討内容：移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できないという事案が発生した。

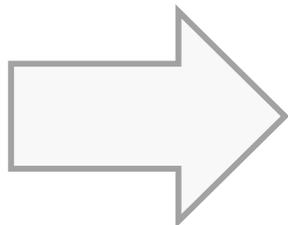
点検基準には、容器弁の開放が容易にできることを確認する点検項目を導入することを提言した。

平成28年2月26日消防庁告示8号

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を**一部改正**

平成28年3月31日消防予第104号予防課長通知

「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」





消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【事例2】

- 検討資料**：救助袋帆布（試料63体）の引張強さ試験データ
対象製品：設置後一定期間経過している救助袋
検討内容：避難器具の告示基準(昭和57年6月1日)施行前の救助袋について引張強さ試験を実施したところ、経年劣化により70%に強度不足が判明した。

救助袋の利用者が降下中に本体布が破損する可能性が高いことなどに配慮した対応を提言した。

平成28年3月31日消防予第99号予防課長通知

「避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について」

平成28年5月17日文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長事務連絡
 「学校施設における避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について（周知）」

救助袋の改修状況（一般社団法人 全国避難設備工業会より情報提供）

	垂直式	斜行式	ハッチ式	合計
2016年	754	258	57	1,069
2017年	547	346	80	973
2018年	511	247	48	806



消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【事例3】

- 検討資料** : 誘導灯の各部品についての経年劣化調査データ
- 対象製品** : 旧型誘導灯(3:1)及び高輝度誘導灯(1:1)
- 検討内容** : 旧型誘導灯の表示面の変色・黄変などによる輝度劣化への確認・判定方法として色見本の導入。高輝度誘導灯の自動点検機能による点検の合理化。
- 一定期間経過した誘導灯は、内部部品・プリント基板の絶縁劣化を確認するため絶縁抵抗測定を導入。
これら点検基準の改正を提言した。

平成29年3月31日消防予第80号予防課長通知

- 「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」
- ・高輝度誘導灯の自動点検機能による点検の合理化。
 - ・誘導灯の蓄電池について製造年から一定期間、非常電源の機能点検を緩和。



【事例4】

検討資料：一般社団法人日本内燃力発電設備協会は、経年劣化調査事業の成果を基に、負荷運転に代わる新たな点検方法について情報提供された。

対象：自家発電設備の負荷運転

検討内容：分解整備等による新たな点検を行うことにより発電機能を維持できることがデータ等による分析から確認された。このことから負担の大きい負荷運転と新たな点検を選択できるようにすべきとの意見を提言した。

平成30年6月1日消防庁告示12号

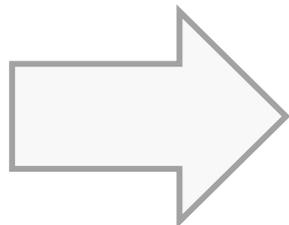
「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を**一部改正**

平成30年6月1日消防予第372号予防課長通知

「消防用設備等の試験基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部改正する件の交付について」

平成30年6月1日消防予第373号予防課長通知

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」





消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

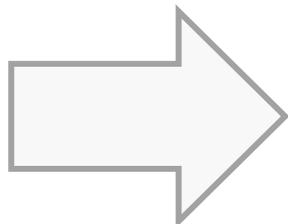
【事例5】

検討資料： 一般社団法人日本消火装置工業会へ委託した泡消火薬剤の経年劣化試験データの分析を行う。

対象製品： 泡消火設備に使用する泡消火薬剤

検討内容： 第4回（平成28年）検討会結果及び上記経年劣化試験データを受け、泡消火薬剤の消防用設備点検時（機器点検・総合点検）に泡消火薬剤の外部放出を抑えるための点検方法として下記の検討を行った。

- ①泡消火設備の一斉開放弁・フォームヘッド・配管等の点検方法の見直し。
- ②泡消火設備の経年劣化状況を踏まえた放射試験の期間の延長。



消防庁に点検基準の改正を提言、現在消防庁において改正を検討中。



消防用設備等に関して、今後、予定される 経年劣化等に対応した点検方法等検討会

消火設備に関する専門部会について

- 日本消火装置工業会との連携
 - 泡消火設備の経年劣化について、今年度検討会を開催
 - 加圧送水装置の経年劣化について **調査中**



etc.

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター
企画研究部 Mail : kikaku119@fesc.or.jp

Ⅱ-Ⅱ 消防庁の競争的資金を活用した研究開発

①研究目的及び研究概要（2019年度—2020年度）

研究目的

屋内測位情報とICTを活用し、自衛消防隊と公設消防隊の間で火災時の情報を共有できるシステムを構築することで、従来よりも効率的で安全な消防活動を実現する。

概要

自衛消防隊を支援する「G空間自衛消防支援システム」と、公設消防隊を支援する「現場活動支援システム」を連携し、防火対象物全体の防火安全性を向上させる「防災支援システム」を構築する。

G空間自衛消防支援システム（自衛消防隊員用スマートフォン）

- ・隊員用スマートフォンを活用した災害時の連絡
- ・屋内測位を活用した在館者等の位置情報の把握

現場活動支援システム（隊員用スマートマスク・隊長用タブレット）

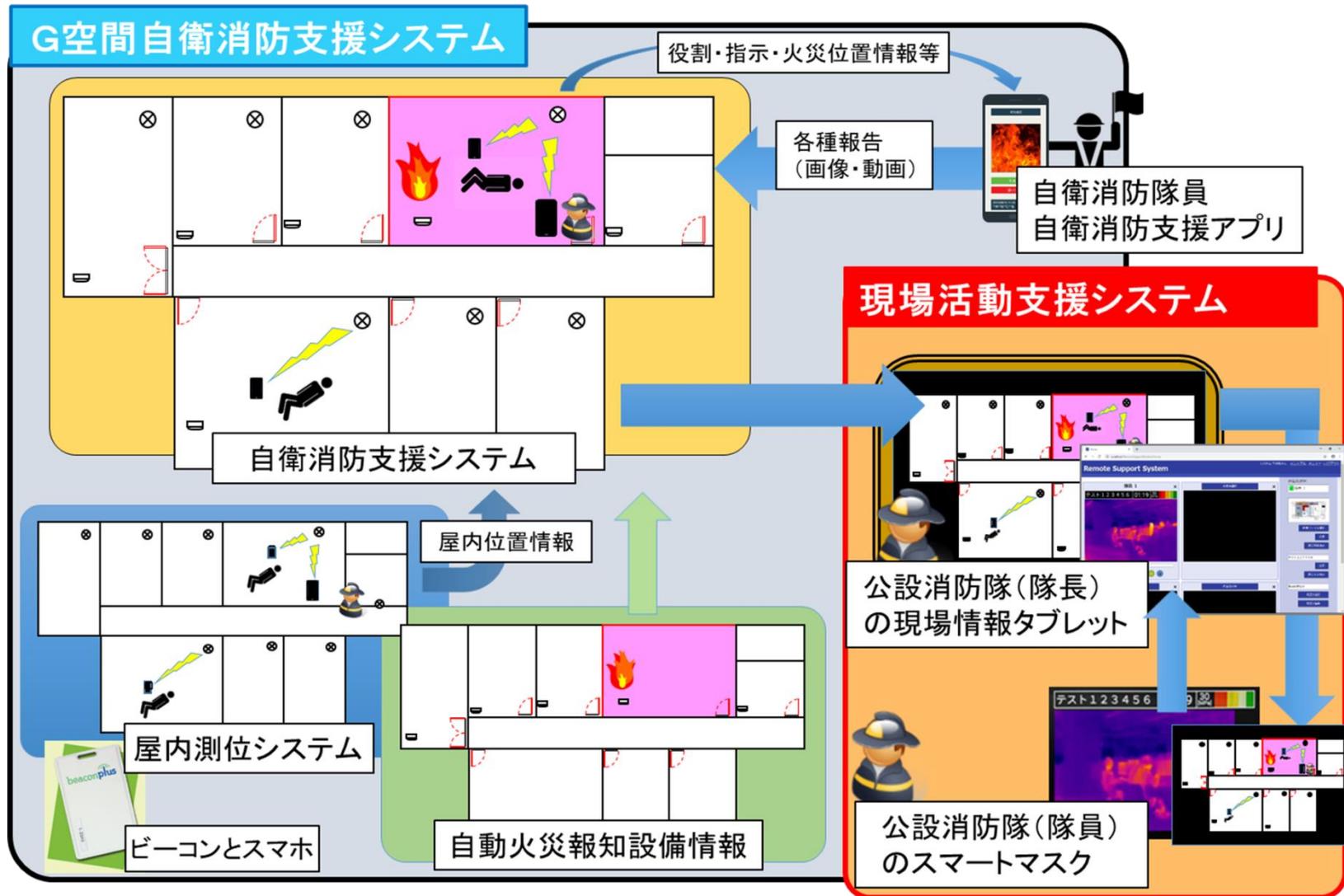
- ・赤外線映像、文字や図面等の指示伝達による活動支援
- ・隊長と隊員間での視覚画像の共有
- ・ボンベ残圧、進入経過時間等の表示による消防活動の管理
- ・G空間自衛消防支援システムと連携した逃げ遅れ者の位置情報の把握

今年度の取組

両システムの連携機能の向上を図るとともに、大規模な室内空間を有する防火対象物を使用した実証実験を行い、製品化に向けて改善、改良を図る。

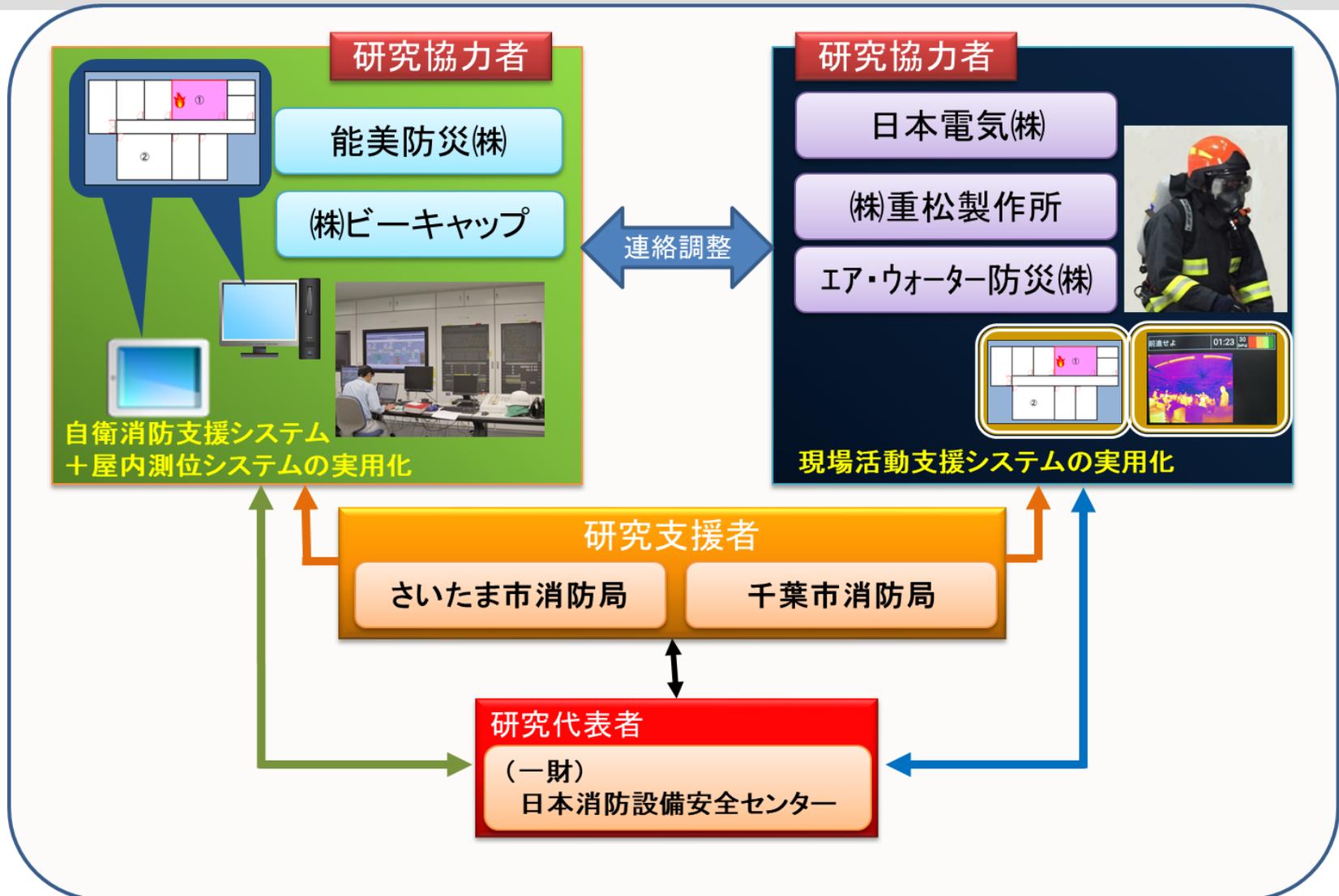
Ⅱ-Ⅱ 消防庁の競争的資金を活用した研究開発

②システム概要図

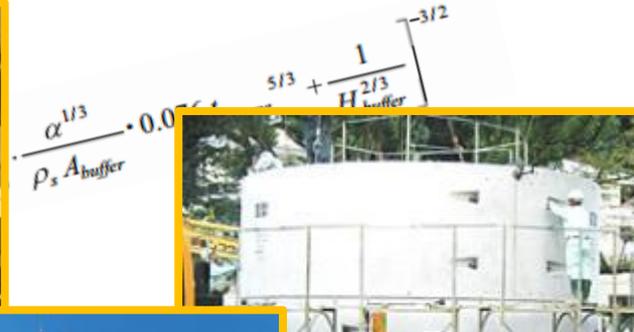


Ⅱ-Ⅱ 消防庁の競争的資金を活用した研究開発

②検討体制



Ⅲ. 認定・性能評定・防火水槽・ 評価等の認証業務



max
Mmax - Mz



安全センターが行う**認証業務**について



安全センター技術部では、様々な消防防災製品やシステム等を認証しております。本認証業務の(1)および(3)については、**公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)**より、製品認証機関に関する国際規格である**ISO/IEC17065に基づく認定**を取得しております。

(1) 登録認定

消防法施行規則31条の4の規定に基づく**登録認定機関**として、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行う。

消火設備(17品目)

- ・ 屋内消火栓及び連結送水管の放水口
- ・ 合成樹脂製の管及び管継手
- ・ 金属製管継手及びバルブ類
- ・ ポンプを用いる加圧送水装置
- ・ 圧力水槽方式の加圧送水装置
- ・ 加圧送水装置の制御盤
- ・ 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド
- ・ 不活性ガス消火設備等の音響警報装置
- ・ 不活性ガス消火設備等の容器弁等
- ・ 不活性ガス消火設備等の放出弁
- ・ 不活性ガス消火設備等の選択弁
- ・ 不活性ガス消火設備等の制御盤
- ・ 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール
- ・ 粉末消火設備の定圧作動装置
- ・ 開放型散水ヘッド
- ・ パッケージ型消火設備
- ・ パッケージ型自動消火設備

警報設備(1品目)

- ・ 火災通報装置

避難設備(5品目)

- ・ 避難はしご
- ・ 避難ロープ
- ・ すべり台
- ・ 救助袋
- ・ 中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識

総合操作盤

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター
製品認証部・技術部 Mail : gijyutsu@fesc.or.jp

(2) 性能評定

学識経験者、消防機関及び関連工業会等で構成される「消防防災用設備機器性能評定委員会」において、**認定品目以外**の法令に技術基準に定めのない消防防災用設備機器・消防活動用資器材等の性能を評価する。

消火設備	消防活動用資器材
<ul style="list-style-type: none"> ・ フォームヘッド ・ 内燃機関を用いる加圧送水装置 ・ 不活性ガス消火設備の操作箱 ・ 住宅用自動消火装置 ・ フード等用簡易自動消火装置 ・ 工作機械用自動消火装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャッター等の水圧開放装置 ・ 圧縮空気泡放射システム
他	他
警報設備	防火材等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報装置 ・ 非常通報装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火薬液 ・ 防火区画貫通配管等 ・ 排気ダクトに使用する断熱材
他	他
避難設備	試験装置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災避難用保護具等 ・ 避難用ろ過式呼吸保護具 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備用試験装置 ・ 警報設備用試験装置 ・ 避難設備用試験装置
他	他
可撓管継手	防火安全機器等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物施設用可撓管継手 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄光材等 ・ 非常開放面格子 ・ 出火防止装置
他	他

(3) 防火水槽

二次製品等防火水槽及び二次製品等耐震性貯水槽が**補助金交付要綱**等に定める規格に適合することを認証する。

二次製品等防火水槽等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次製品等防火水槽 ・ FRP製二次製品防火水槽 ・ 二次製品等防火水槽地上設置型 ・ 二次製品等耐震性貯水槽 ・ FRP製二次製品耐震性貯水槽 ・ 二次製品等耐震性貯水槽地上設置型 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽 ・ 二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型 ・ 二次製品緊急対策用耐震性貯水槽 ・ 二次製品非常用飲料水兼用耐震性貯水槽

(3) 評価業務

① 特殊消防用設備等の性能評価

現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システム、高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないものについて、消防法第17条の2に基づく「登録検定機関」として消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定に係わる特殊消防用設備等の性能評価を行う。

⇒ 評価事例：大空間自然排煙設備、NFシステム、複数の総合操作盤を用いた設備 他

② 防災設備システム評価

専門家により構成された「消防設備システム評価委員会」において、消防法第17条第3項に定める特殊消防用設備等として総務大臣認定を受けるものを除き、防火対象物に設置する消防設備システムについて、消防法令により義務づけられている消防用設備等の基準による場合との同等性の判定及び「総合消防防災システムガイドライン」への適合性評価を行う。

⇒ 評価事例：緩衝帯を有する接続部、消火システムNN100-2M 他

③ ガス系消火設備等評価

消防法令に基づいて義務づけられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備又は消防法令の適用を超えて設置されるガス系消火設備等について、消防法令に規定する基準による場合と同等の消火性能を有し、安全性が担保されていることの判定を行う。

(4)最近のシステム評価事例

S・LOGI新座Westにおける早期火災検知システム「火災検知@Shimz. AI. evo」の評価

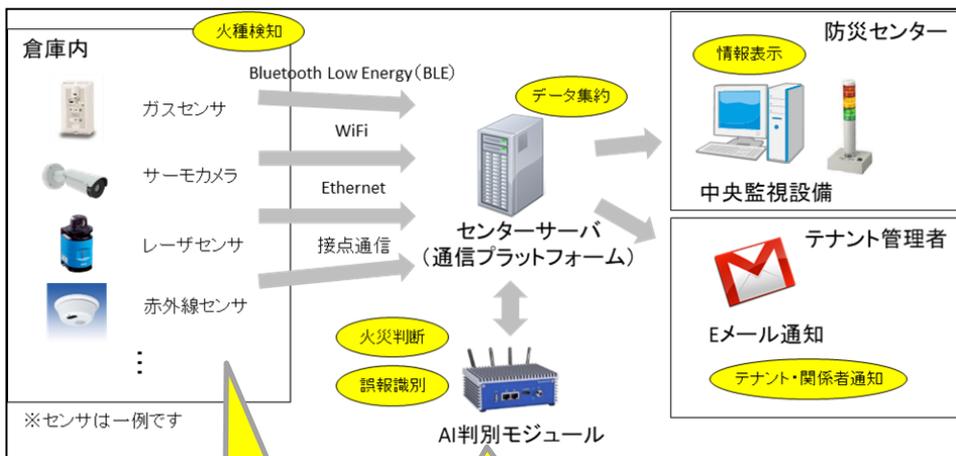


建物概要

建物名称	S・LOGI新座West
延床面積	約132,000㎡
構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造
階層	地上4階
主要用途	倉庫

システム概要

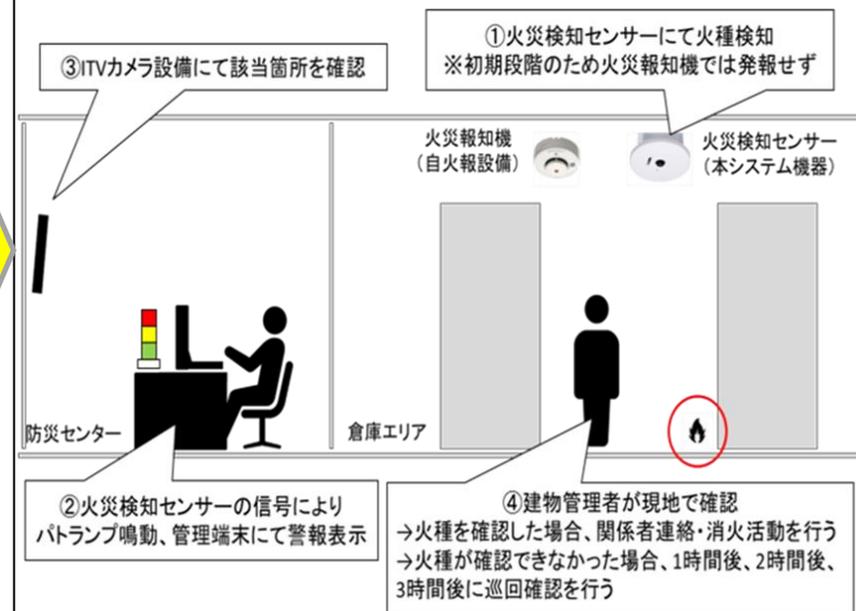
本システムは、火災の早期発見を目的として、様々なセンサ機器を使用し自動火災報知機の感知前に火災要因を独自開発した人工知能(AI)ソフトウェアで認識して建物管理者などに知らせることにより、大規模火災に発展する前に初期対応を行うことで災害リスクの低化を図るものである。



各種センサで
火災の早期検知

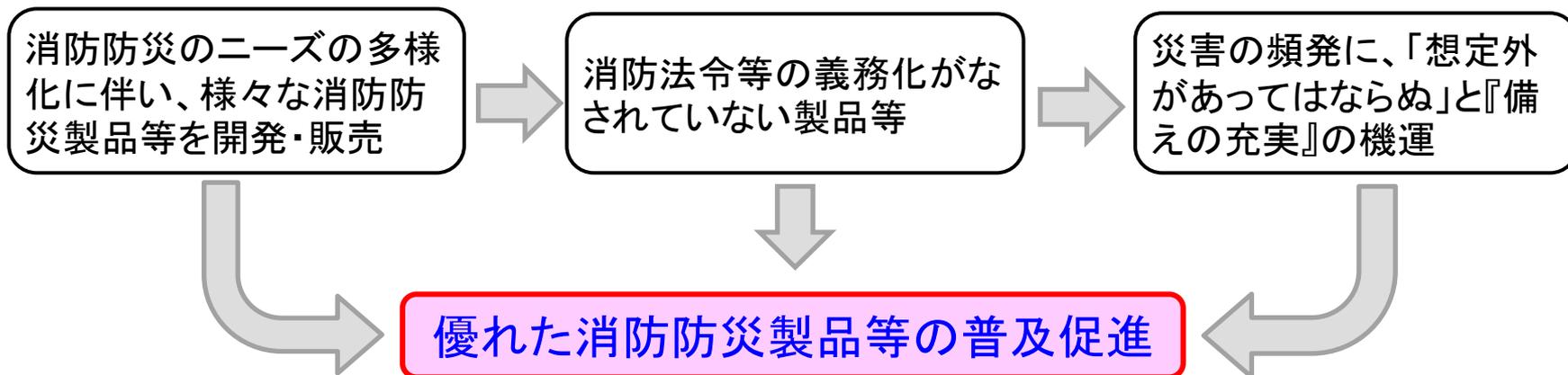
各種センサで取得した情報を
AIモジュールで判別

■運用イメージ



消防防災製品等推奨業務について

企画研究部では、様々な消防防災製品等を推奨しております。



- 消防防災分野において有効に活用できることが見込まれるもので、新たに考案され、若しくは改良開発されたもの、当該分野においての利便性、効率性又は安全性の向上に寄与するものであること等の一定の要件が満たされている製品及び高度な情報通信技術を用いたシステムの推奨を行う制度
- 2019(平成31)年4月現在、24製品等を推奨



消防防災製品等推奨マーク

安全センターのホームページ、月刊フェスクにより全国の消防機関等に情報提供

優れた消防防災製品等の普及促進

推奨製品（一部抜粋）

マグネシウム空気電池



ガス系消火設備の防護区画の出入口に設置される
放出表示灯



内閣府ガイドラインに基づく感震ブレーカー（簡易タイプ）
8社8型式



IV.各種講習業務

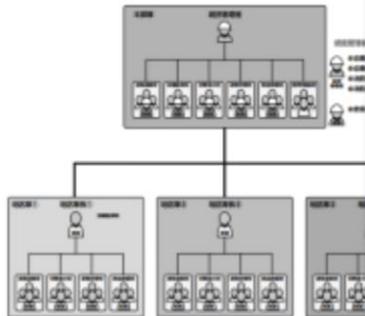
可搬消防ポンプ等整備資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

防災管理点検資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

第1種・第2種
消防設備点検資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

自衛消防業務新規講習
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

防火対象物点検資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)



経産大臣登録講習機関
☒ 一般財団法人日本



経産大臣登録講習機関
☒ 一般財団法人日本消防設備安全センター



消防庁長官登録講習機関
☒ 一般財団法人日本消防設備安全センター

経産大臣登録講習機関
☒ 一般財団法人日本消防設備安全センター

一般財団

安全センターが行う講習業務について

安全センター業務部では、消防防災関係資格者への講習をしております。

講習業務

<p>消防設備点検資格者講習 (新規・再)</p>	<p>昭和49年6月、消防法が一部改正され、防火対象物における消防用設備等の点検報告制度が創設され、一定の防火対象物に設置されている消防用設備等の点検については、専門的な技術と知識を持った消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることとされた。 安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、第1種(主として機械系統の設備)、第2種(主として電気系統の設備)及び特種(特殊消防用設備等)の消防設備点検資格者講習を、昭和50年11月以降、全国各地で実施している。</p>
<p>防火対象物点検資格者 (新規・再)</p>	<p>平成14年4月に消防法の一部が改正され、一定の防火対象物については、消防法令及び火災予防等に係る専門的な知識を有する防火対象物点検資格者が、用途の実態や消防計画に基づく防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。 安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成15年1月以降、全国各地で講習を実施している。</p>
<p>防災管理点検資格者 (新規・再)</p>	<p>平成19年6月に消防法の一部改正が行われ、一定の防火対象物については、消防計画その他防災管理上必要な業務に関する事項を定期的に防災管理点検資格者が点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。 安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年4月以降、全国各地で講習を実施している。</p>
<p>自衛消防業務講習 (新規・再)</p>	<p>平成19年6月に消防法の一部が改正され、多数の者が利用する一定規模以上の防火対象物については、自衛消防組織を設置し、大規模地震に対する災害対応力の強化を図ることとされ、自衛消防業務講習制度が創設された。 安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年3月以降、全国各地で講習を実施している。</p>
<p>可搬消防ポンプ等整備資格者 (新規・特例・再)</p>	<p>可搬消防ポンプ、非常動力装置及び加圧送水装置等は、消防団、自主防災組織、防火対象物、危険物施設等において、初期消火のための重要な消防用設備等として設けられている。 安全センターでは、平成5年11月以降、当該ポンプ等の点検・整備について必要な知識及び技能を有する者を養成するための講習を自主的に行っている。</p>

消防用設備等点検済表示制度推進に係る助成事業について

目的

消防用設備等点検済表示制度の一層の推進を図るため消防法第17条の3の3の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」未実施の防火対象物関係者に対して、設備協会が消防本部または消防長会等と連携して消防用設備等の点検・報告の重要性・必要性について文書等により広報啓発・周知を行い、点検の実施及び結果の報告を促進することにより、ラベル制度の推進を図り、消防用設備等点検報告率の向上へつなげることを目的として実施する事業に対し助成金を交付する。

交付対象事業

助成金の交付対象となる事業は、消防法第17条の3の3の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」未実施の防火対象物関係者を対象として実施する事業で、次に掲げる条件を満たすものとする。

- ①都道府県内の消防関係機関と設備協会が連携して行う協働事業
- ②ラベル制度の普及・促進に資するもの
- ③消防用設備等点検報告率向上に資するもの

実施期間

本事業は、試験的な取組みとし、令和2年4月1日から3年間を限度として行う。
4年目以降についてはその成果を分析し、継続について検討するものとする。

助成金の交付先・用途及び助成額

助成金は、実施期間年度中に事業を実施した設備協会に交付する。
また、助成金の用途については、事業実施に伴い発生する諸経費(例:リーフレット等の印刷費や購入費、切手代等の通信運搬費等)とし、その額は1設備協会につき要した経費に関わらず上限を年間10万円とする。

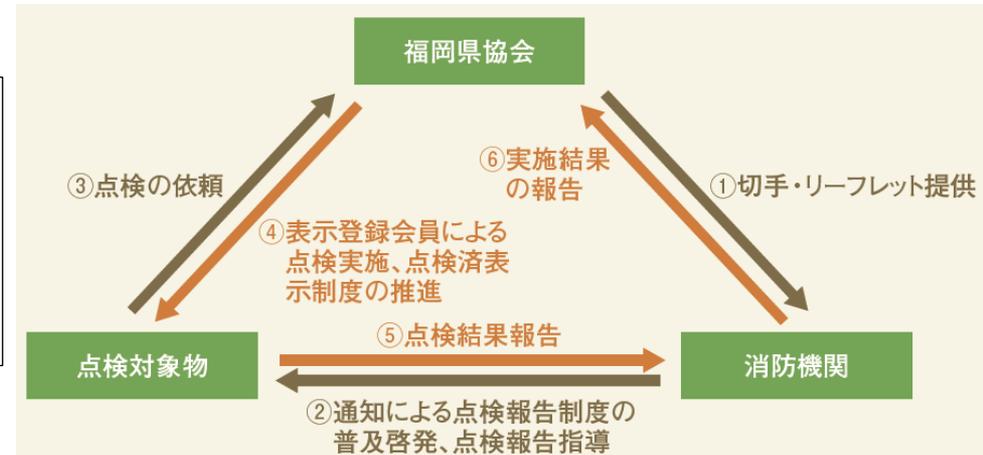
「消防用設備等点検報告率向上に係る支援事業」について

～「福岡県消防設備協会」の実施事例～

支援事業の内容

福岡県協会から消防機関に対して、文書通知用の通信用切手、点検報告制度及び点検済表示制度の普及啓発用リーフレットを提供する。

消防機関は、点検未報告の防火対象物関係者へ法令義務である周知文書と提供されたリーフレットを、通信用切手を使用して郵送し、点検報告制度の普及啓発並びに点検の実施及び結果の報告を指導する。



平成29年の実施結果

	文書送付件数	文書到達件数 (A)	点検結果報告件数 (B)	問合せ件数	点検結果報告率 (B/A)%
合計	895	800	270	147	33.7

※数値は、6消防本部の合計値 ※試行期間は6カ月間

平成30年の実施結果

	文書送付件数	文書到達件数 (A)	点検結果報告件数 (B)	問合せ件数	点検結果報告率 (B/A)%
合計	2,618	2,348	995	495	42.4

※数値は、11消防本部の合計値

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター
業務部 講習課

V. 消防防災研究助成金交付事業



消火器
Fire extinguisher



火災報知機
automatic fire alarm system

消防防災研究助成金交付事業

■ 競争的研究等助成

応募されたテーマの中から、審査委員による技術的な観点を中心とした評価に基づいて決定する。

■ 助成金事業の対象

テーマ設定型

- ・住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの
- ・消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術に関するもの

テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる機器で実用化できるもの

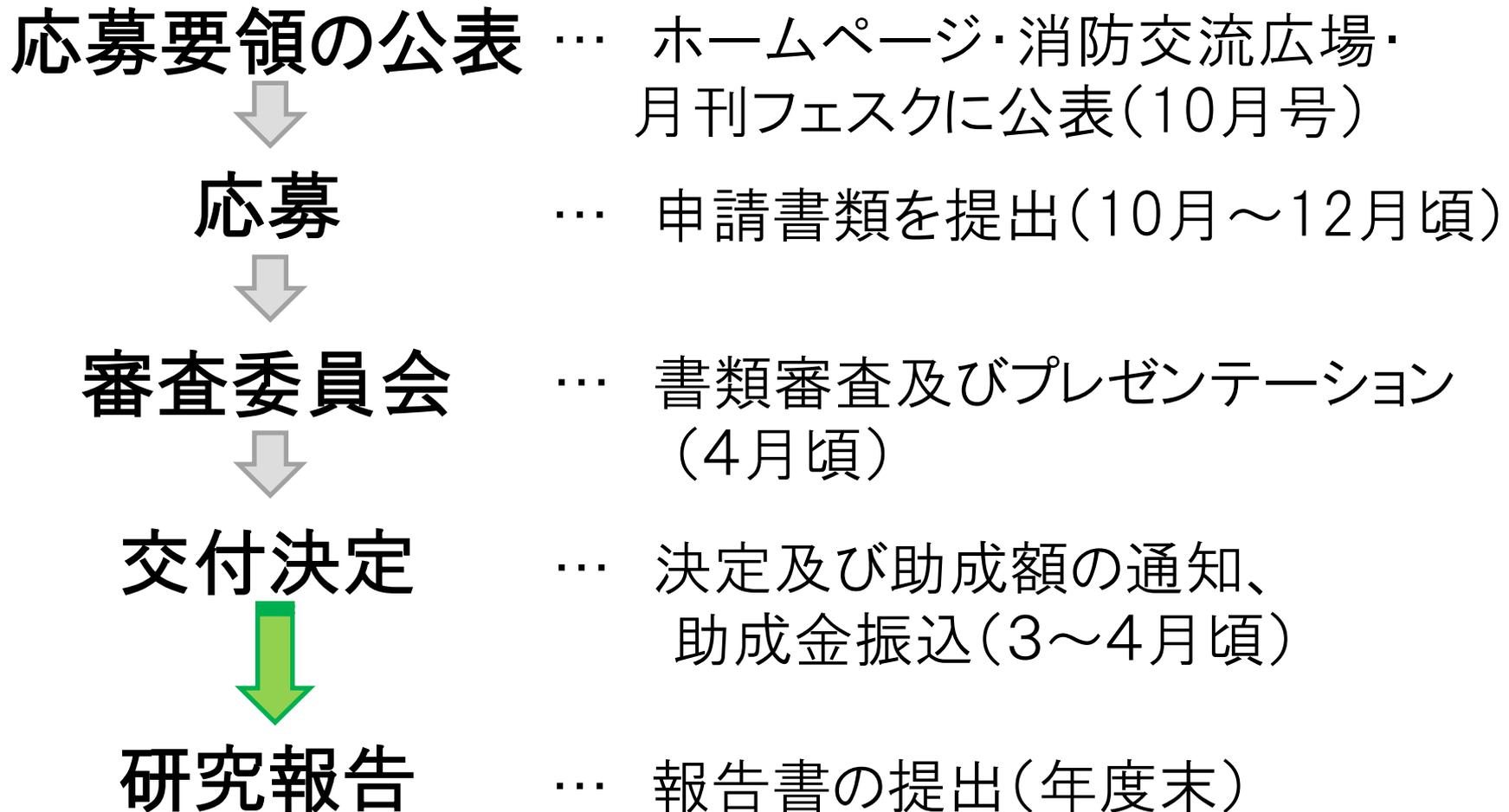
■ 助成金の額

令和3年度の助成額は次表の範囲以内とする。

テーマ設定型	900万円
テーマ自由型	600万円

消防防災研究助成金交付事業

■ 応募から交付まで



消防防災研究助成金交付事業

■ 令和2年度の交付事業

【テーマ設定型】

一般社団法人
日本消防機器販売業協会



簡単操作でホースを傷めないホース端
末部耐圧試験器の開発

■ 令和元年度の交付事業



屋外消火栓の機能向上
のための研究



「屋外消火栓用移動式
化学消火ユニット」
の研究開発

終



今後も、安全センターの取り組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。